

# 令和5年度 東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金募集要領

市では、事業者用太陽光発電設備（以下「対象設備」という。）の導入を促進することにより、産業部門及び民生業務部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置費用の一部を補助します。

## 1. 補助対象者

補助金申請の資格を有する者は、次のすべての要件を満たす者とします。

### 【補助対象者】

No.	要件
①	市内に所在する工場、店舗、事務所等（以下「事業所等」という。）に対象設備を設置した法人又は個人事業主。
②	補助対象者が対象設備を購入し、所有すること。
③	電力会社と電力受給契約を締結する場合は、令和5年4月1日以降に対象設備の設置工事に着手し、令和6年2月29日までに設置、引渡しを受け、電力会社との電力受給を開始していること。電力会社と電力受給契約を締結しない場合は、令和5年4月1日以降に対象設備の設置工事に着手し、令和6年2月29日までに設置、引渡しを受けていること。
④	補助金申請時において、市税を滞納していないこと。
⑤	補助対象者が個人事業主の場合はその個人事業主とその他経営に実質的に関与している者、法人の場合は役員、支店、営業所とその他経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないこと。
⑥	過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
⑦	「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」の申請をしていないこと。

※暴力団等に該当するかどうかについては調査する場合があります。

## 2. 補助対象事業

補助対象事業は次に掲げる対象設備を市内事業所等に設置する事業とします。

### 【補助対象事業】

対象設備要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・未使用品であること。</li><li>・発電した電気が事業所等として使用する部分で消費されていること（全量買取は対象外）。</li><li>・自ら対象設備の仕入れ、設置工事を行っていないこと。</li></ul>

※発電出力について

- ・電力受給契約の受給最大電力の値（電力会社と電力受給契約を締結する場合）
- ・保証書等に記載の公称最大出力の値（電力会社と電力受給契約を締結しない場合）

## 3. 補助対象経費・補助金額・件数・予算額

補助金の対象となる経費及び補助金額、件数、予算額は次のとおりとします。

**【補助対象経費・補助金額・件数・予算額】**

対象経費	補助金額	件数	予算額
① 本体・付属機器購入費	上限 40 万円	約 20 件	800 万円
② 設置工事費	(2 万円/kW×20kW まで)		

※補助対象経費の 2 分の 1 が上限額を下回った場合は、その金額が補助金額となります。

※補助金額は千円未満切り捨てです。

※予算額に達したときは、その時点で新たな申請は受け付けません。

※次に掲げる収入及び経費は対象としません。

- 国や他の地方自治体の補助金、寄附金その他の収入
- 消費税及び地方消費税

**4. 募集期間及び申請方法**

(1) 募集期間

令和 5 年 6 月 1 日 (木) ~ 令和 6 年 2 月 29 日 (木)

※募集期間については、申請状況や事務処理期間を考慮し変更する場合があります。

(2) 申請方法

対象設備の設置後、東大阪市電子申請システムにて申請（東大阪市電子申請システムで申請できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。） ※予算に達し次第終了

(3) その他

1 申請者につき、1 事業所等までの申請です。

**5. 提出書類**

提出していただく書類は、次のとおりとします。

**【申請書類】**

必要書類
東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
事業実績書（別紙 1）
暴力団等の排除に関する誓約書兼暴力団等調査同意書（別紙 2）
対象設備を設置する事業所等の所有者が申請者以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙 3）
履歴事項全部証明書（発行後 3 カ月以内のもの）（法人の場合）
開業届の写し又は青色申告決算書の控えの写し（個人事業主の場合）
市税の滞納がない証明書（発行後 3 か月以内のもの）
対象設備の設置に係る領収書の写し（レシート不可、内訳を確認できるもの）
・電力受給契約が確認できる書類の写し（「再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」）（電力会社と電力受給契約を締結する場合）
・保証書の写し（電力会社と電力受給契約を締結しない場合）
のいずれかの書類
設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された事業所等の全体を確認できるもの）
自家消費であることが確認できる書類の写し（経済産業省発行の「再生可能エネルギー

<p>発電事業計画の認定について（通知）」（電力会社と電力受給契約を締結する場合で、かつ対象設備が高圧又は特別高圧に該当する場合）</p> <p>※配線方法が全量となっている場合は補助金の対象外となります。</p>
<p>対象設備の設置工事の着工日がわかるもの（工事請負契約書または売買契約書の写し）</p>
<p>保証書の写しで対象設備の公称最大出力が確認できない場合は、対象設備の公称最大出力が確認できるもの（カタログ、仕様書等）（電力会社と電力受給契約を締結しない場合）</p>
<p>国や他の地方自治体を実施する補助事業を申請又は申請を予定している場合は、当該事業における補助金額がわかるもの</p>
<p>東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金アンケート</p>

※申請書類については、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてください。

※押印は不要です。

※振込口座は申請者の名義に限ります。

※市税の滞納がない証明書は申請書類の「税務証明の交付申請書」を記入の上、納税課の窓口（市役所本庁舎3階）に提出又は郵送にて請求し、発行してください。発行には本人確認書類が必要です。代理人が請求する場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要です。なお、法人の場合は「税務証明の交付申請書」または委任状に代表者印の押印が必要です。

## 6. 補助金の交付決定

申請内容を審査したうえで、補助金の交付の可否及び金額を決定し、「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」又は「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）」により通知します。

※交付決定に当たっては、必要に応じ条件を付すことがありますので、当該内容により難しいときには、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付申請取り下げ書（様式第4号）」を提出することができます。

## 7. 補助金の交付請求

「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」の通知を受領した後、「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金交付請求書（様式第5号）」をご提出ください（提出については、市からの通知の際にご案内します）。

## 8. 交付決定の取り消し及び補助金の返還

虚偽、不正、暴力団等に該当、交付要綱・募集要領に違反等があった場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

## 9. 市への協力

市が実施する地球温暖化防止に関する取組へのご協力をお願いする場合があります。

## 10. 管理及び処分の制限

対象設備の設置後一定期間以内に市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使

用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供することはできません。

なお、やむを得ず期間内に処分する場合は、あらかじめ「財産処分届出書（様式第6号）」を市長に提出し、その承認を受けてください。

### 11. 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL: 06-4309-3198 FAX: 06-4309-3829

E-mail: kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

#### 補助金交付手続きの流れ

